

第64回

定時株主総会 招集ご通知




新商品「健やかごま油」196g

ご来場の自粛検討のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様には今年度の株主総会当日のご来場を見合わせ、インターネットや書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。今後の状況により株主総会会場や運営方法に大きな変更が生じる場合は、当社WEBサイトにてお知らせいたします。

<https://www.kadoya.com/>

ご出席株主様へのお土産の配布は本年も取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

 **かどや 製油株式会社**

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を6月22日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

2021年5月

代表取締役社長
久米 敦司

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	
企業集団の現況	19
会社の現況	25
連結計算書類	
連結貸借対照表	39
連結損益計算書	40
連結株主資本等変動計算書	41
連結注記表	42
計算書類	
貸借対照表	50
損益計算書	51
株主資本等変動計算書	52
個別注記表	53
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	60
計算書類に係る会計監査報告	62
監査役会の監査報告	64

証券コード：2612
2021年5月31日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かじや製油株式会社

代表取締役社長 久米 敦 司

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁、4頁のご案内にしたがって2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪地下1階プリンスルーム
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 1. 書面（郵送）およびインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kadoya.com/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席を検討される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染症予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようご協力お願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止に必要な措置（座席の間隔を確保するために入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りする場合があること、株主総会の時間を短縮する等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営・会場等に大きな変更が生じた場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト (<https://www.kadoya.com/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

通常日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 票

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

ロデザインQRコード

見本

XXXXXXXX-XXXX-XXX

XXXXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

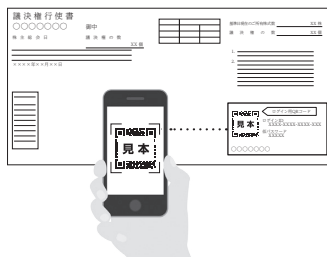
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

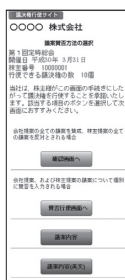
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



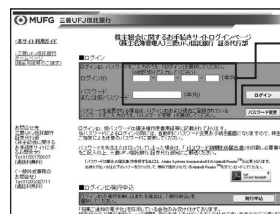
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

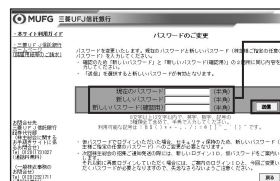
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は単体の当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当85円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金85円 総額783,239,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化及び取締役会のさらなる活性化に向けて1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	小 澤 二 郎 (1937年9月1日生)	1963年4月 三菱電機株式会社入社 1967年12月 同社退社 1968年1月 株式会社小澤商店(現 小澤物産株式会社)入社 1976年12月 同社専務取締役 1980年6月 当社取締役 1989年7月 小澤物産株式会社取締役副社長 1992年7月 同社代表取締役社長 1999年6月 同社代表取締役会長 2003年6月 同社取締役会長 2003年6月 当社代表取締役社長 2005年9月 小澤物産株式会社取締役会長退任 2010年1月 当社代表取締役社長兼販売本部長 2010年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長(現任)	57,800株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>小澤二郎氏は、2003年に当社の代表取締役社長に就任、2019年からは代表取締役会長に就任するなど現在まで長年にわたり、当社の経営を牽引しております。企業経営全般に関する豊富な経験と知見を有し、今後の持続的な成長と企業価値向上の実現に資する候補者として、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	久米敦司 (1955年10月5日生)	1978年4月 三井物産株式会社入社 2006年7月 同社石油部長 2010年4月 同社金融市場副本部長 2011年4月 同社執行役員金融・新事業推進本部長 2013年4月 同社常務執行役員次世代・機能推進本部長 2015年4月 同社専務執行役員関西支社長 2016年4月 同社専務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長 兼欧州三井物産株式会社社長 2018年3月 同社退社 2018年4月 当社入社社長付 2018年6月 当社取締役副社長執行役員 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	3,700株
[取締役候補者とした理由] 久米敦司氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と幅広い知見を有しており、2019年6月には当社の代表取締役社長に就任、現在まで当社経営の舵取りを担っております。その間、かどやグループ長期ビジョンや中期経営計画を策定するなど経営手腕を発揮しております。当社の持続的な成長や企業価値向上の実現に資する候補者として、引き続き取締役候補者としたものであります。			
3	井尻尚宏 (1960年10月30日生)	1984年3月 当社入社 2002年5月 当社研究開発部副部長 2006年10月 当社油脂部副部長 2007年4月 当社油脂部長 2011年6月 当社執行役員油脂部長 2012年4月 当社執行役員研究部長 2014年6月 当社取締役執行役員研究部長 2016年7月 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長 兼研究部長 2016年10月 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長 兼生産本部小豆島工場研究部長 2017年1月 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長 兼生産本部生産企画部長 2017年11月 カタギ食品株式会社取締役※非常勤(現任) 2019年6月 当社取締役執行役員生産本部長 兼生産企画部長(現任)	8,900株
[取締役候補者とした理由] 井尻尚宏氏は、2014年に取締役へ就任し、生産部門、特に研究開発・品質管理の分野に関する豊富な経験と知見を有するものとして、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	中山裕章 (1964年9月27日生)	1987年 4 月 三菱商事株式会社入社 2011年 4 月 同社農水産本部穀物ユニットマネージャー 2013年 4 月 同社海外市場事業開発部長 2015年 4 月 同社生活原料本部副本部長 2016年 4 月 同社生活原料本部戦略企画室長 2016年 6 月 当社社外監査役 2017年 4 月 三菱商事株式会社生活原料本部長 2017年 6 月 当社社外監査役退任 2019年 4 月 三菱商事株式会社食品産業グループCEOオフィス室長 2020年 4 月 当社出向執行役員社長付 2020年 5 月 当社執行役員国内事業本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員国内事業本部長 兼販売推進部長兼物流部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員国内事業本部長 (現任)	100株
[取締役候補者とした理由] 中山裕章氏は、2020年に取締役へ就任し、食品分野における豊富なビジネス経験・実績・幅広い知見を有するものとして、引き続き取締役候補者としたものであります。			
5	長澤昇 (1963年7月23日生) 【新任】	1987年 4 月 三井物産株式会社入社 2002年 3 月 同社クアラルンプール支店食料部部長 2009年 3 月 Wilsey Foods Inc.兼Ventura Foods LLC副社長 2013年 4 月 三井物産株式会社食糧本部穀物事業第二部長 2015年11月 United Grain Corporation副社長 2017年11月 米国三井物産株式会社副社長 兼米州食料・リテール商品本部長 2020年 3 月 当社出向執行役員社長付 2020年 5 月 当社執行役員海外事業本部長 (現任)	0株
[取締役候補者とした理由] 長澤昇氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と知見を有し、当社においても現在海外事業本部長を務めており、十分な知見を有していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	川上三知男 (1943年4月3日生)	1979年4月 弁護士登録 東京芝法律事務所入所(現任) 2001年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>川上三知男氏は、弁護士としての専門的知識と社外監査役としての豊富な経験から、当社の社外取締役として適任であると判断しています。また、今までも法的な面からの助言等を行ってきており、今後も同様な助言を期待しており、また報酬諮問委員として、取締役報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で今後も関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		
7	齋藤聖美 (1950年12月1日生) 【新任】	1973年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1975年9月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 1984年8月 モルガン・スタンレー投資銀行入行 1990年1月 同行エグゼクティブディレクター 2000年4月 株式会社ジェイ・ボンド (現 ジェイ・ボンド東短証券株式会社) 代表取締役社長(現任) 2011年4月 東短インフォメーションテクノロジー株式会社 代表取締役社長 (重要な兼職の状況) 鹿島建設株式会社 社外取締役 昭和電工株式会社 社外監査役	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>齋藤聖美氏は、ジェイ・ボンド東短証券株式会社にて、長年にわたり代表取締役社長を務められ、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社の企業価値向上、及びコーポレートガバナンスの維持・強化を遂行し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。特に経営者として豊富な経験を活かしての専門的な助言を期待しており、また報酬諮問委員として、取締役報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
8	<p>おおにし まさる 大西賢 (1955年5月19日生) 【新任】</p>	<p>1978年4月 日本航空株式会社入社 2007年4月 株式会社JAL航空機整備成田代表取締役社長 2010年2月 株式会社日本航空インターナショナル (現 日本航空株式会社) 管財人代理 (兼) 社長 2011年4月 日本航空株式会社代表取締役社長 2012年2月 同社代表取締役会長 2014年4月 同社取締役会長 2018年7月 同社特別理事 (2020年6月退任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 帝人株式会社 社外取締役 株式会社商船三井 社外取締役 Alton Aviation Consultancy Japan Co., Ltd Senior Advisor</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 大西賢氏は、日本航空株式会社にて、代表取締役社長及び代表取締役会長を務められ、経営者として豊富な経験と同社で安全統括管理者を務めるなど安全への高い知見を有し、また取締役会議長としての豊富な取締役会運営経験は当社の企業価値向上、及びコーポレートガバナンスの維持・強化を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。特に、経営者として豊富な経験及び安全への高い知見を活かしての専門的な助言を期待しており、また報酬諮問委員として、取締役報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 長澤昇、齋藤聖美及び大西賢の3氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 川上三知男、齋藤聖美及び大西賢の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 川上三知男氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、7年であります。
4. 当社は川上三知男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 齋藤聖美氏及び大西賢氏が選任された場合、当社は両氏を、同様に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は取締役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 川上三知男氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 齋藤聖美氏及び大西賢氏が選任された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役菱田州男氏、監査役西村泰彦氏及び監査役井上裕規氏の3名は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役3名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	山内文明 (1966年10月28日生) 【新任】	1990年4月 三菱商事株式会社入社 2010年5月 米国AGREX INC. 出向 (副社長) 2013年10月 米国SESACO CORPORATION兼AGREX INC. (出向) (SESACO CORPORATION社長) 2017年9月 三菱商事株式会社監査部 2019年10月 同社食品産業グループCEOオフィス 内部統制・監査・コンプライアンスユニット マネージャー (現任)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 山内文明氏は、総合商社における幅広い知見を有するとともに、内部監査士の資格を有するなど当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。			
2	植松博司 (1959年9月14日生) 【新任】	1982年4月 三井物産株式会社入社 2007年1月 同社アジア・大洋州本部食料・リテール商品本部長 2010年6月 同社食料・リテール本部食料・リテール業務部長 2012年7月 同社食糧本部マルチグレイン推進部長 2013年2月 ブラジルMultigrain S.A 社長 (出向) 2015年1月 三井物産株式会社食糧本部長補佐 2015年10月 同社内部監査部第一監査室検査役 2017年12月 同社内部監査部室長検査役 兼米国三井物産株式会社 Chief Internal Auditor 2021年6月 当社入社社長付 (現任)	0株
[監査役候補者とした理由] 植松博司氏は、総合商社における幅広い知見を有するとともに、同社の海外投資先にて経営に参画した経験も有し、また内部監査業務に携わった経験も豊富で、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	吉田昌悟 (1975年4月10日生) 【新任】	1999年4月 三井物産株式会社入社 2011年4月 同社食料・リテール本部 油脂事業部油脂室 2016年1月 アジア・大洋州三井物産株式会社 クアラルンプール支店General Manager 2020年8月 三井物産株式会社食料本部油脂・主食事業部 加工品事業室長(現任)	0株
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕</p> <p>吉田昌悟氏は、総合商社における幅広い知見を有するとともに、国内外においてごま油などの食用油脂に関わる豊富な経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内文明氏及び吉田昌悟氏は、社外監査役候補者であります。
3. 吉田昌悟氏は、当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 山内文明氏は、2021年6月22日に当社の常勤社外監査役に就任後6月30日付にて三菱商事株式会社を退職し、7月1日より当社専任の常勤社外監査役になります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険契約」という。)を締結しております。D&O保険契約は監査役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります(ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 山内文明、植松博司及び吉田昌悟の3氏が選任された場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月26日開催の第61回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知30頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月28日開催の第59回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額600百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、88,980,000円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式15,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に100百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役が付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり2,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は7,200株となります。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2,400ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(2,400株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.02%です。

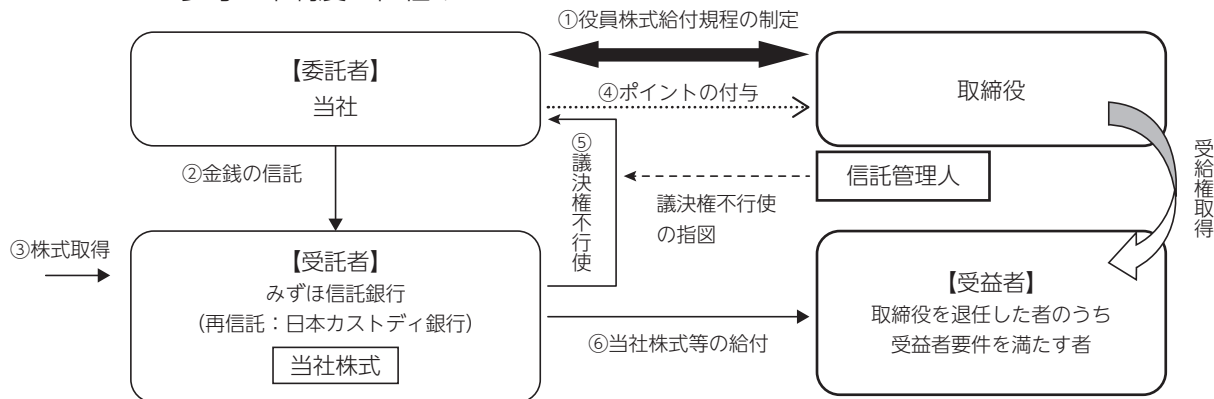
下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症問題により、政府より緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業が広がる等、経済活動が大きく制限される環境下にありました。また、緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルスの感染再拡大が生じる中で、感染拡大防止と経済活動の維持・拡大との両立が課題となっております。また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症問題の影響は大きく、多くの国で都市封鎖や飲食店への規制等の対策が講じられる等、世界的にも経済活動が制限される事態となっております。足元では各地でワクチンの接種が広がりがつつありますが、終息時期の予測も難しく、先行きが不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、緊急事態宣言下での飲食店の休業や感染予防による外出控えの影響等により、家計における内食が増加する等、大きく市場環境が変化しております。また、食を提供するインフラの役割として、これまで以上に安全・安心を前提とした安定的な事業継続が求められています。

このような状況下、当社グループは、状況に応じた出張等の制限、工場見学の停止、テレワーク勤務の導入、従業員に対する検査への補助等、感染症拡大を防ぐ取組を行う中で、厳格な生産管理体制のもと、安定的な製品供給の確保に注力しました。また、在宅機会や内食の増加等に向けて、W E B 広告施策を強化する等、市場環境の変化への対応にも取り組んでおります。

ごま油におきましては、家庭用は、内食の増加の影響等により、販売数量は前期に比べ増加しました。また、業務用は、外食産業向けの販売が落ち込んだものの、加工ユーザー向けの販売が好調に推移し、販売数量は前期に比べ増加しております。一方で、輸出用は、外食産業向けの販売の落ち込みが大きく、販売数量は前期に比べ減少しております。以上により、ごま油全体の販売数量は前期比102.7%、販売金額は前期比106.4%となりました。なお、当期2月よりごま油業界初の特定保健用食品である「健やかごま油」の販売を開始しております。健康志向の上昇に伴い拡大傾向にあるごま油市場の中で、健康価値の訴求により、さらなる需要の獲得に取り組んでおります。

食品ごまにおきましても、ごま油と同様の傾向にあり、家庭用の販売数量は、家庭用食品ごまに強みを持つ子会社のカタギ食品における有機ごま製品等の販売好調の寄与等もあり家庭用の販売数量は前期に比べ増加したものの、業務用の販売数量が落ち込み、食品ごま全体の販

売数量は前期比91.8%、販売金額は前期比96.4%となりました。

一方、コスト面におきまして、売上原価は、袖ヶ浦工場が前期2月に完成したことに伴う減価償却費の大幅な増加等により、前期比107.2%となりました。また、販売費及び一般管理費は、営業活動の制限等に伴う旅費交通費や広告宣伝費等の減少等があったものの、家庭用製品の販売伸長に伴う販売促進費の増加等により、前期比100.4%となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高35,100百万円（前期比1,319百万円増）、経常利益は3,135百万円（前期比327百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,101百万円（前期比450百万円減）となりました。

・生産の状況

(単位：トン)

区 分	第63期	第64期	前連結会計年度比
	(2020年3月期)	(当連結会計年度) (2021年3月期)	
ごま油生産量	28,117	28,471	101.2%
食品ごま生産量	14,100	13,032	92.4%
脱脂ごま生産量	22,840	24,113	105.5%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第63期	第64期	前連結会計年度比
	(2020年3月期)	(当連結会計年度) (2021年3月期)	
ごま油(百万円)	24,826	26,438	106.4%
内 訳			
(ごま油(百万円))	(24,079)	(25,610)	(106.3%)
(脱脂ごま(百万円))	(746)	(828)	(110.9%)
食品ごま(百万円)	8,867	8,550	96.4%
その他(百万円)	87	111	127.0%
合 計(百万円)	33,781	35,100	103.9%

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は639百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
その他本社基幹システム更新
- ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
その他本社基幹システム更新
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失
該当事項はありません。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第61期	第62期	第63期	第64期
	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	30,601	34,380	33,781	35,100
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,465	2,949	2,552	2,101
一株当たり当期純利益(円)	370.37	320.62	277.47	228.43
総資産 (百万円)	32,930	36,237	38,355	36,314
純資産 (百万円)	24,918	26,511	28,039	29,100
一株当たり純資産額(円)	2,708.61	2,881.78	3,047.88	3,163.00

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第62期連結会計年度より適用しており、第61期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第61期	第62期	第63期	第64期
	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	29,824	30,668	30,051	31,324
当期純利益 (百万円)	3,518	2,762	2,493	2,005
一株当たり当期純利益(円)	376.04	300.26	271.02	218.01
総資産 (百万円)	32,021	35,108	37,437	35,079
純資産 (百万円)	24,955	26,381	27,897	28,853
一株当たり純資産額(円)	2,712.65	2,867.67	3,032.41	3,136.16

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第62期事業年度より適用しており、第61期事業年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く国内外の事業環境は少子高齢化の進展、環境問題の深刻化など著しく変化しております。社内的にはカタギ食品のグループ化(2017年)や袖ヶ浦工場稼働(2020年)など2020年度を「第二の創業」とも言える大きな節目と捉え、“次に向けた意識改革”“自ら考え、変わり、挑戦するという姿勢の共有化”を目的に2020年5月にグループ長期ビジョンとして『変革と挑戦！健康と笑顔を届けるNo.1を目指す!』を策定しております。

また、当社グループは長期ビジョンの実現に向け、2021年度を初年度として中期経営計画「ONE Kadoya 2025 (※)」を策定しております。変革と挑戦という思いの下、社会、経済、会社を取り巻く状況が新型コロナウイルス感染症の影響もあり不透明な中でも、「事業戦略」「経営基盤の再構築」の個別施策を着実に実行してまいります。更には、自らのビジネス特性を踏まえ、持続可能な社会実現(SDGs)や社会課題の解決に向け、積極的な取組を実施してまいります。

(※)「ONE」…ごま一筋、グループ・役職員一丸、仕事のやりがいNo.1、グローバルでのNo.1など多くの「ONE」の思いが込められています。

①事業戦略

- ・かどやファンの着実な底上げ(マーケティング、提案型営業の強化等)
- ・海外事業の強化
- ・商品開発力強化による新たな価値の提供
- ・カタギ食品との連携強化(営業力強化、新商品開発、業務効率化)

②経営基盤の再構築

- ・「安心・安全」に対する不断の取組
- ・人事制度改革
- ・研究開発機能の強化
- ・生産体制の最適化(小豆島工場、袖ヶ浦工場、カタギ食品寝屋川工場の3工場の連携強化)

③持続可能な社会実現に向けた取組(SDGsを意識した経営)

- ・温暖化ガス削減、食品ロスへの着実な取組など

(4) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カタギ食品株式会社	30百万円	100%	家庭用食品ごま、 加工ごまの製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

①当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都品川区西五反田八丁目2番8号
支店	仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区) 大阪(吹田市)、広島(西区)、福岡(博多区)
工場	香川県(小豆郡)、千葉県(袖ヶ浦市)

②子会社の主要な営業所及び工場

カタギ食品株式会社	大阪府寝屋川市
-----------	---------

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
518 (43) 名	38名増 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377 (31) 名	31名増 (3名増)	41.2歳	14.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
 ②発行済株式の総数 9,400,000株
 ③株主数 7,281名
 ④大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,477,000	26.88
三 井 物 産 株 式 会 社	2,019,500	21.91
小 澤 物 産 株 式 会 社	1,063,186	11.53
小 澤 商 事 株 式 会 社	428,314	4.64
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	300,000	3.25
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	300,000	3.25
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	200,000	2.17
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	112,300	1.21
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	101,500	1.10
株 式 会 社 J - オ イ ル ミ ル ズ	100,000	1.08
日 本 山 村 硝 子 株 式 会 社	100,000	1.08

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (185,412株) を控除して計算しております。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的として、役員株式報酬制度を導入しています。その概要は「(2) 会社役員の場合」の「②取締役及び監査役等の報酬等の総額」に記載のとおりであります。なお、役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	600株	2名

(注) 取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	小澤二郎	—
代表取締役社長	久米敦司	—
取締役	戸倉章博	専務執行役員・管理本部長兼経理財務部長、 カタギ食品株式会社取締役
取締役	井尻尚宏	執行役員・生産本部長兼生産企画部長、 カタギ食品株式会社取締役
取締役	佐藤圭介	執行役員、カタギ食品株式会社代表取締役社長
取締役	高野純平	執行役員・経営企画部長
取締役	中山裕章	執行役員・国内事業本部長兼販売推進部長兼物流部長
取締役	川上三知男	東京芝法律事務所
取締役	石塚昭夫	—
常勤監査役	菱田州男	カタギ食品株式会社監査役
常勤監査役	西村泰彦	—
監査役	井上裕規	東邦物産株式会社取締役上席執行役員 CAO兼CCO兼経営企画室長 (三井物産株式会社より出向)
監査役	秋元建夫	小澤物産株式会社常務取締役、 小澤商事株式会社常務取締役
監査役	磯貝進	三菱商事株式会社食糧本部戦略企画室長

- (注) 1. 取締役川上三知男氏及び石塚昭夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は川上三知男氏及び石塚昭夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役井上裕規、秋元建夫及び磯貝進の3氏は、社外監査役であります。
5. 2020年6月23日開催の第63回定時株主総会において、中山裕章氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2020年6月23日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐野雅明氏及び吉岡努氏は辞任により退任いたしました。
7. 2020年6月23日開催の第63回定時株主総会において、西村泰彦、秋元建夫及び磯貝進の3氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

8. 2020年6月23日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、監査役鴨井慶太氏は辞任により、監査役兼田隆氏は任期満了により、退任いたしました。
9. カタギ食品株式会社は当社の子会社であります。
10. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
井 尻 尚 宏	取締役執行役員事業開発プロジェクト室長兼生産本部生産企画部長	取締役執行役員生産本部長兼生産企画部長	2020年5月1日
佐 藤 圭 介	取締役執行役員国内事業本部販売推進部長兼物流部長	取締役執行役員	2020年6月17日
中 山 裕 章	取締役執行役員国内事業本部長兼販売推進部長兼物流部長	取締役執行役員国内事業本部長兼販売推進部長	2020年10月1日
	取締役執行役員国内事業本部長兼販売推進部長	取締役執行役員国内事業本部長兼販売推進部長兼物流部長	2021年1月1日

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	473百万円 (28百万円)	347百万円 (28百万円)	114百万円 (-)	11百万円 (-)	11名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	56百万円 (10百万円)	53百万円 (10百万円)	3百万円 (-)	- (-)	7名 (5)
合 計 (うち社外役員)	530百万円 (39百万円)	401百万円 (39百万円)	117百万円 (-)	11百万円 (-)	18名 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる取締役の人数は8名となります。
2. 監査役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる監査役の人数は4名となります。

3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2020年6月23日開催の第63回定時株主総会をもって退任した取締役2名及び社外監査役2名を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額117百万円（取締役7名に対し114百万円、監査役1名に対し3百万円）、役員株式給付引当金繰入額11百万円（取締役9名に対し11百万円、2020年6月23日開催の第63回定時株主総会をもって退任した取締役2名分を含む）。
5. 当社は、2009年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。
6. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、単体の当期純利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、内部留保となる当期純利益が会社の最終の成績を表すものと判断したためです。
なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、「(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」の「②当社の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
7. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該役員株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的として導入したものです。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。支給額の決定に関しては、取締役会の決議で許容される範囲において、毎年定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与します。また、当該ポイントについては、職務執行期間の開始する日における役位に応じて、支給され、役位ごとの内訳は代表取締役会長及び代表取締役社長465ポイント、取締役副社長執行役員279ポイント、取締役専務執行役員264ポイント、取締役常務執行役員233ポイント、取締役執行役員186ポイントとなります。

当該役員株式報酬に関する株主総会の決議については、2018年6月26日開催の定時株主総会において、役員株式報酬制度導入に関する決議を受けております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる役員の人数は取締役9名となります。

③取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役会長小澤二郎及び代表取締役社長久米敦司が決定しております。なお、短期の役員賞与の個人別金額の決定においては、役職別に割り振られたポイント数を勘案しております。

また、当該一任の決議については、毎年株主総会後に行う取締役会において、審議のもと行っております。また、公正性の担保のため、当該一任の対象を代表取締役1名ではなく2名とする他、一年ごとに決議を採ることとしております。

なお、代表取締役2名に個人別の報酬に関する権限を委任した理由は、業務執行及び事業特性をよく知る代表取締役に一任することで俯瞰的かつ機動的な報酬額の決定が可能であると判断したためです。また、役員株式報酬の個人別給付株式数の決定においては「1ポイント=1株」相当のポイントを役位ごとに定め付与しております。

これらの方針については、毎年株主総会後の取締役会において審議のもと決議をしており、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、2021年3月に社外取締役2名と代表取締役会長の計3名で構成される報酬諮問委員会を立ち上げ、取締役の個人別の報酬に関する決定方針等の審議を行い、従来に増して役員報酬の決定プロセスの透明性や客観性等を高める体制を構築しております。

また、各監査役の報酬については、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議を経て支給額を決定しております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は「(2) 会社役員の状況」の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間の関係は次のとおりであります。

地 位	氏 名	当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	川上三知男	記載すべき関係はありません。
取 締 役	石塚昭夫	記載すべき関係はありません。
監 査 役	井上裕規	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。なお、東邦物産株式会社は三井物産株式会社の子会社であります。
監 査 役	秋元建夫	小澤物産株式会社及び小澤商事株式会社は、当社の大株主であります。小澤物産株式会社と当社との間には、機器の購入等の取引関係があります。また、小澤商事株式会社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託等の取引関係があります。
監 査 役	磯貝進	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 川 上 三知男	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年3月に設立しました報酬諮問委員会の委員に選定されており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 石 塚 昭 夫	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて、取締役会では当該視点から積極的な意見を述べており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・債務を果たしております。また、2021年3月に設立しました報酬諮問委員会の委員に選定されており、客観的・中立的立場で、当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 井 上 裕 規	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 秋 元 建 夫	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 磯 貝 進	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役秋元建夫氏及び監査役磯貝進氏は、2020年6月23日開催の第63回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
当 社	35百万円	—
連結子会社	—	—
計	35百万円	—

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
 - c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - d 監査役、及び内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は、連携して各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
 - e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
 - b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
 - c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。
- ⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理体制を整備するとともに、必要に応じて当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。
- 監査室は、当社及び子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
 - b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - c 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるおそれのある事実、または取締役及び使用人の職務執行に関して法令違反もしくは不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告する。
 - d 子会社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から上記c記載の事項につき報告を受けた者は、取締役又は監査役に対して報告をする。

- e 当社は、上記の報告を監査役に行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- b 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。
- ⑨その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑩財務報告の適正性を確保するための体制
- 社長の指示の下、監査室及び経理財務部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
- また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
- ⑪反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- 当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、反社会的勢力と一切の関係を遮断している。
- 当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っている。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①職務執行の効率性及び適正性の向上

当社の取締役会は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席しており、審議・決議の適法性及び健全性は担保されております。取締役は、取締役会を12回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る事項をはじめ、各事業部門の業務執行状況の妥当性の確認、各種社内規程の改定等、重要事項の審議・決議を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当社の監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役は、監査役会（当期12回開催）のほか、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、コンプライアンスや内部統制の運用状況について確認したほか、社外取締役とも定期的に会合を行い、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図りました。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席して情報収集を行い、経営監視機能の強化を図っております。

③内部監査体制

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施しました。また、当社の全部門について内部監査を実施し、結果を社長及び監査役に報告しました。監査の結果、業務の適正性に重要な影響を与えるリスクはありませんでした。

④財務報告に係る内部統制

監査室は、財務報告に係る内部統制が適正に運用されているか、重要な不備がないかについてモニタリングを行いました。また、監査室、経理財務部及び内部統制管理チームは、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう連携し、必要な是正・改善を進めております。

⑤グループ管理体制

当社取締役1名は、子会社の代表取締役を兼職しており、子会社の業務執行を行うとともに、当社の定例の取締役会において、業務執行状況を報告しました。また、当社取締役3名は、子会社の取締役を兼職しており、子会社の取締役会に出席しております。

監査体制においては、当社の常勤監査役が、子会社の監査役を兼職しており、監査計画に基づき、子会社のコンプライアンスや内部統制の整備状況について、確認を行いました。また、当社の監査室は、監査計画に基づき業務監査を行い、結果を社長及び常勤監査役に報告しました。

なお、当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行について、重要度に応じて、当社の経営会議もしくは取締役会における承認を受ける体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,789	流動負債	5,166
現金及び預金	2,861	支払手形及び買掛金	1,835
受取手形及び売掛金	7,534	未払金	1,582
商品及び製品	1,777	未払法人税等	640
仕掛品	1,138	賞与引当金	596
原材料及び貯蔵品	5,992	役員賞与引当金	118
その他	485	その他	393
固定資産	16,524	固定負債	2,047
有形固定資産	13,510	退職給付に係る負債	1,623
建物及び構築物	5,306	役員株式給付引当金	27
機械装置及び運搬具	4,819	資産除去債務	181
土地	3,091	リース債務	1
リース資産	1	繰延税金負債	52
建設仮勘定	13	その他	161
その他	278	負債合計	7,213
無形固定資産	396	(純資産の部)	
ソフトウェア	322	株主資本	28,288
その他	73	資本金	2,160
投資その他の資産	2,616	資本剰余金	3,067
投資有価証券	1,983	利益剰余金	24,437
繰延税金資産	295	自己株式	△1,376
その他	411	その他の包括利益累計額	812
貸倒引当金	△74	その他有価証券評価差額金	810
資産合計	36,314	繰延ヘッジ損益	44
		退職給付に係る調整累計額	△42
		純資産合計	29,100
		負債純資産合計	36,314

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,100
売上原価	22,223
売上総利益	12,877
販売費及び一般管理費	9,856
営業利益	3,021
営業外収益	
受取利息及び配当金	34
為替差益	45
投資有価証券売却益	17
雑収入	31
	129
営業外費用	
支払利息	3
支払手数料	9
雑損	2
	15
経常利益	3,135
特別利益	
固定資産売却益	0
	0
特別損失	
固定資産除売却損	22
	22
税金等調整前当期純利益	3,113
法人税、住民税及び事業税	1,015
法人税等調整額	△4
	1,011
当期純利益	2,101
親会社株主に帰属する当期純利益	2,101

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,160	3,067	23,349	△1,379	27,197
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,013		△1,013
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,101		2,101
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,088	3	1,091
当 期 末 残 高	2,160	3,067	24,437	△1,376	28,288

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	837	23	△18	842	28,039
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,013
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,101
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△27	20	△23	△30	△30
当期変動額合計	△27	20	△23	△30	1,060
当 期 末 残 高	810	44	△42	812	29,100

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ①連結子会社の数 | 1社 |
| ②連結子会社の名称 | カタギ食品株式会社 |
| ③連結の範囲の変更 | 該当事項はありません。 |
| ④非連結子会社の名称 | 該当事項はありません。 |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ 時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～10年

- ②無形固定資産
 ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④役員株式給付引当金 株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間
 帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び
 過去勤務費用の費用処理
 方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における
 簡便法の採用 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債権債務
- ③ヘッジ方針 為替予約取引は、円貨による支払額を確定させることが目的であり、投機目的の取引は行わない方針です。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 振当処理による為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 295百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

(1) 株式給付信託 (BBT) の導入

当社は、2018年6月26日開催の第61回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

① 取引の概要

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(附随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は84百万円、株式数は14,253株であります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、今後の終息時期や影響の程度を予測することは困難な状況にあります。ごま油・食品ごま市場においては、大きな流れとして外食産業向けが落ち込む代わりに内食向けが伸びる傾向にあり、当社はグループ全体として家庭用・業務用に偏らない事業展開をしているため、影響は軽微と考えております。

以上のことから、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りについては、現時点において、新型コロナウイルス感染症問題による重要な影響はないものと仮定して算定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症問題の影響が長期化した場合には、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,631百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	9,400千株	－	－	9,400千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	200千株	0千株	0千株	199千株

- (注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買い取り0千株による増加であります。
 2. 自己株式の減少は、役員株式給付信託 (BBT) からの給付0千株による減少であります。
 3. 自己株式の株式数については、当連結会計年度末において株式会社日本カストディ銀行 (信託E□)
 (以下「信託E□」といいます。) が所有する当社株式14千株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,013百万円	110円	2020年3月31日	2020年6月24日

(注) 配当金の総額1,013百万円については、信託E□が所有する当社株式に係る配当金1百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	783百万円	85円	2021年3月31日	2021年6月23日

(注) 配当金の総額783百万円については、信託E□が所有する当社株式に係る配当金1百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、短期的な資金不足が生じる場合には銀行借入により運転資金を調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、当該リスクに関して、与信管理部署である物流部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。連結子会社も同様の管理を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関して、管理部門において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

なお、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（8）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社及び銀行に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当社の為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸出入取引実行時に海外営業部が行っており、取引の都度、経理財務部に報告をしております。連結子会社については、為替予約取引締結を取締役会の決議事項としており、執行・管理については、主として管理部門が行います。また、その取引結果については、全て連結子会社の取締役会及び当社の管理本部に対する報告事項となっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	2,861	2,861	－
②受取手形及び売掛金	7,534	7,534	－
③投資有価証券	1,972	1,972	－
資産計	12,369	12,369	－
①支払手形及び買掛金	1,835	1,835	－
②未払金	1,582	1,582	－
負債計	3,417	3,417	－
デリバティブ取引 (*)	63	63	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約の予定取引における当期末時点の評価差額等によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金及び売掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*)	11

(*) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	2,861	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,534	—	—	—
合計	10,395	—	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,163円00銭
 (2) 1株当たり当期純利益 228円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,492	流動負債	4,510
現金及び預金	2,149	買掛金	1,416
売掛金	6,834	未払金	1,471
商品及び製品	1,683	未払費用	95
仕掛品	1,124	前受金	8
原材料及び貯蔵品	5,195	預り金	26
前払費用	294	未払法人税等	593
その他流動資産	211	賞与引当金	552
固定資産	17,586	役員賞与引当金	117
有形固定資産	12,505	その他流動負債	228
建物	4,385	固定負債	1,715
構築物	633	退職給付引当金	1,503
機械装置	4,547	役員株式給付引当金	27
車両運搬具	35	資産除去債務	167
工具器具備品	267	長期未払金	18
土地	2,622	負債合計	6,225
建設仮勘定	13	(純資産の部)	
無形固定資産	392	株主資本	27,998
ソフトウェア	320	資本金	2,160
その他	71	資本剰余金	3,067
投資その他の資産	4,688	資本準備金	3,082
投資有価証券	1,861	その他資本剰余金	△15
関係会社株式	1,229	利益剰余金	24,148
繰延税金資産	267	利益準備金	250
関係会社長期貸付金	1,160	その他利益剰余金	23,897
破産更生債権等	56	固定資産圧縮積立金	305
長期前払費用	6	別途積立金	11,640
その他投資等	180	繰越利益剰余金	11,952
貸倒引当金	△74	自己株式	△1,376
資産合計	35,079	評価・換算差額等	855
		その他有価証券評価差額金	810
		繰延ヘッジ損益	44
		純資産合計	28,853
		負債純資産合計	35,079

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,324
売上原価	19,886
売上総利益	11,438
販売費及び一般管理費	8,543
営業利益	2,894
営業外収益	
受取利息及び配当金	35
為替差益	45
システム利用料	10
雑収入	10
営業外費用	
支払利息	3
支払手数料	9
雑損	1
経常利益	14
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除売却損	22
税引前当期純利益	22
法人税、住民税及び事業税	956
法人税等調整額	△0
当期純利益	2,961
	955
	2,005

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	2,160	3,082	△15	3,067	250	305	11,340	11,260	23,156	△1,379	27,003
当 期 変 動 額											
別 途 積 立 金 の 積 立							300	△300	-		-
剰 余 金 の 配 当								△1,013	△1,013		△1,013
当 期 純 利 益								2,005	2,005		2,005
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
自 己 株 式 の 処 分										3	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	300	692	992	3	995
当 期 末 残 高	2,160	3,082	△15	3,067	250	305	11,640	11,952	24,148	△1,376	27,998

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	870	23	894	27,897
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				-
剰 余 金 の 配 当				△1,013
当 期 純 利 益				2,005
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△59	20	△39	△39
当 期 変 動 額 合 計	△59	20	△39	956
当 期 末 残 高	810	44	855	28,853

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ・ その他有価証券
- ・ 時価のあるもの
- ・ 時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品・原材料
- ・ 製品・仕掛品
- ・ 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～10年

②無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員株式給付引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引
ヘッジ対象 … 外貨建債権債務

③ヘッジ方針

為替予約取引は、円貨による支払額を確定させることが目的であり、投機目的の取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

振当処理による為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 267百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 2. 重要な会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「システム利用料」は、重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「システム利用料」は1百万円であります。

4. 追加情報

(1) 株式給付信託（BBT）の導入

連結注記表「2. 追加情報 株式給付信託（BBT）の導入」に記載しているため、記載を省略しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

連結注記表「4. 追加情報 (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,548百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①短期金銭債権	3,981百万円
②長期金銭債権	1,160百万円
③短期金銭債務	277百万円
(3) 取締役に対する長期金銭債務	18百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	16,455百万円
売上原価	5,364百万円
販売費及び一般管理費	259百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	17百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200千株	0千株	0千株	199千株

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買い取り0千株による増加であります。

2. 自己株式の減少は、役員株式給付信託（BBT）からの給付0千株による減少であります。

3. 自己株式の株式数については、当事業年度末において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）（以下「信託E□」といいます。）が所有する当社株式14千株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2021年3月31日現在
繰延税金資産	
賞与引当金	169百万円
未払金	73百万円
未払事業税	36百万円
未払費用	25百万円
福利厚生費	1百万円
退職給付引当金	460百万円
役員株式給付引当金	8百万円
資産除去債務	51百万円
長期未払金	5百万円
繰延資産	1百万円
貸倒引当金	22百万円
投資有価証券	12百万円
会員権	5百万円
繰延税金資産小計	872百万円
評価性引当額	△47百万円
繰延税金資産合計	825百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△134百万円
有形固定資産	△38百万円
株式売却益	△6百万円
繰延ヘッジ損益	△19百万円
その他有価証券評価差額金	△357百万円
繰延税金負債合計	△557百万円
繰延税金資産の純額	267百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>2021年3月31日現在</u>
法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.42%
住民税均等割	0.58%
法人税特別控除額	△0.34%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.27%</u>

招集
ご
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員の兼任等	事業上の関係					
その他の関係会社（当該その他の関係会社の親会社を含む）	三菱商事(株)	百万円 204,446	総合商社	(被所有) 直接 26.88%	—	製品の主要販売代理店(14.4%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1・3)	百万円 4,520	売掛金	百万円 1,100
	三井物産(株)	百万円 342,080	総合商社	(被所有) 直接 21.92%	—	原材料の主要仕入先(36.9%)であり製品の主要販売代理店(38.1%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1・3)	百万円 11,934	売掛金	百万円 2,780
								原材料等の仕入(注1・3)	百万円 5,301	買掛金	百万円 266
その他の関係会社の子会社	(株)MCアグリアライアンス	百万円 300	食品原料の輸入・販売	—	—	原材料の主要仕入先(33.5%)であります。	営業取引	原材料の仕入 (注1・3)	百万円 4,823	買掛金	百万円 101
主要株主	小澤物産(株)	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	(被所有) 直接 11.54%	役員1名	機器の購入他役員の兼任	営業取引	機器の購入 (注1・3)	百万円 0	未払金	百万円 0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	小澤商事(株)	百万円 1	物流事業	(被所有) 直接 4.64%	役員1名	製品の保管荷役及び運送委託他役員の兼任	営業取引	支払運賃他 (注1・3)	百万円 422	未払金	百万円 42
子会社	カタギ食品(株)	百万円 30	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売	(所有) 直接 100%	役員4名	製品の生産委託及び事業資金の貸付 役員の兼任	営業取引	製品の生産委託(注1)	百万円 62	買掛金	百万円 1
										未払金	百万円 8
							営業取引 以外の取引	事業資金の貸付(注2)	百万円 200	長期貸付金	百万円 1,160
								基幹システム利用料の受取(注1)	百万円 10	短期貸付金	百万円 100
									—	百万円 —	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。
- (注3) 製品の販売及び原材料の購入等についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,136円16銭

(2) 1株当たり当期純利益

218円01銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、かどや製油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かどや製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を追う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役	菱	田	州	男	㊟
常勤監査役	西	村	泰	彦	㊟
監査役	井	上	裕	規	㊟
監査役	秋	元	建	夫	㊟
監査役	磯	貝		進	㊟

(注) 監査役井上裕規氏、監査役秋元建夫氏、監査役磯貝進氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上




株主総会会場ご案内図


場所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 地下1階
プリンスルーム

- 交通
- 1 東海道新幹線・JR線 品川駅【高輪口（西口）】
京浜急行線 品川駅【高輪口】
より徒歩約9分
 - 2 都営地下鉄浅草線 高輪台駅【A1出口】
より徒歩約7分



ご出席株主様へのお土産の配布は本年も取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



 **かどや製油株式会社**

〒141-0031 東京都品川区西五反田8丁目2番8号

TEL 03-3492-5545

<https://www.kadoya.com/>

UD
FONT

